



国民健康保険等に関する各種届出書や
申請書への個人番号（マイナンバー）の記入が義務化されます。

平成28年1月から「限度額認定の申請」、「再交付の申請」、「高額療養費の支給申請」など窓口の手続きにおいて、世帯主と対象となる被保険者の個人番号の記入が必要となり、あわせて本人確認が必要となります。

平成28年1月から申請書などに個人番号欄が設けられます



- 世帯主と対象被保険者の個人番号を確認できるものが必要になります
- 窓口に来る方の本人確認が必要になります。

◇ 世帯主本人が手続きする場合… ア・イの両方を確認します。

- ア 個人番号の確認
- イ 本人確認

※ 別表1の書類をお持ちください。

◇ 代理人（世帯主以外の方）が手続きする場合… ウ・エ・オのすべてを確認します。

- ウ 本人（申請者・届出者＝世帯主）の個人番号の確認
- エ 代理権があることの確認（家族等の場合は省略可）
- オ 代理人（窓口に来る方）の本人確認

※ 別表2の書類をお持ちください。

別表1 世帯主が手続きする場合に必要なもの

ア 個人番号確認	イ 本人確認
個人番号カードはア、イの両方を兼ねます。	
通知カード または 個人番号が記載された 住民票の写し	① 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードなどのうち1つ または ② 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証、官公署または個人番号利用事務実施者から発行された書類（氏名・生年月日の入った郵便物）などのうち2つ

別表2 代理人が手続きする場合に必要なもの

ウ 本人（申請者・届出者＝世帯主）の 個人番号確認	エ 代理権確認
本人の個人番号カード（コピー可） または 本人の通知カード（コピー可） または 本人の個人番号が記載された 住民票の写し	委任状 または 戸籍謄本その他の資格を証明する書類 （法定代理人の場合のみ）
オ 代理人の本人の確認	
① 個人番号カード（代理人）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードなどのうち1つ または ② 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証、官公署または個人番号利用事務実施者から発行された書類（氏名・生年月日の入った郵便物）などのうち2つ	